

2018年2月1日以降、小型船舶の船室外の甲板上では、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが、船長の義務になりました！
(2022年2月1日以降、違反点2点が付されます。)

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページを確認ください。



Point 1 ライフジャケットが命を守る

ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は2倍以上です！
船長の指示がなくてもライフジャケットは必ず着用しましょう！

Point 2 違反すると処分あり！

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません！5点以上で免許停止(最大6ヶ月)の対象となります！

Point 3 ライフジャケットの種類

国が安全性を確認した証であるマークがあるライフジャケットを着用してください※！

※小型船舶操縦士の免許が不要な船舶(ミニボート等)には、着用義務が課されませんが、安全のため桜マークがあるライフジャケットの着用が推奨されます！

- ◆桜マークがあるライフジャケットには、すべての小型船舶で使用可能なもの(タイプA)や、水上バイク用などいろいろなタイプがあります！(右表参照)
- ◆個人でライフジャケットを購入される場合には、乗船する船舶で使用可能なタイプを確認してください！



桜マーク

胴衣の分類	TYPE A
-------	--------

タイプ表示

(記載場所や内容については、販売者に確認してください。)

1. 船舶安全法に基づく船舶検査が必要な船舶に乗船する場合

タイプ	使用可能な船舶
A	すべての小型船舶
D	陸岸から近い水域のみを航行する旅客船・漁船以外の小型船舶
F	陸岸から近い水域のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上バイク等)でかつ旅客船・漁船以外のもの
G	湾岸や湖川のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上バイク等)でかつ旅客船・漁船以外のもの

(詳細についてはホームページを確認ください。)

2. 船舶安全法に基づく船舶の検査が不要な船舶に乗船する場合は上記のいずれでもOK

TYPE表示について

承認品ライフジャケットに関する要件が緩和され、色彩豊かなものや着易いもの等、それぞれの特徴があり、その特徴を判別し易くするために、『TYPE A』等のタイプ表示がされています。



全ての小型船舶に法定備品として搭載することができるタイプで、次のような特徴があります。

- 黄色やオレンジ色などの**発見されやすい色**です。
- サーチライトを反射する**反射材**が付いています。
- 存在をアピールするための**笛**が付いています。
- 浮力が**7.5kg以上**あります。(小児用は**5kg以上**)



平水区域、2時間限定沿海区域及び沿岸区域を航行区域とする小型船舶(旅客船を除く)及び水上オートバイ等に法定備品として搭載することができるタイプで、次のような特徴があります。

- 黄色やオレンジ色に限らず**自由な色**です。
- サーチライトを反射する**反射材**が付いています。
- 存在をアピールするための**笛**が付いています。
- 浮力が**7.5kg以上**あります。(小児用は**5kg以上**)



平水区域、2時間限定沿海区域及び沿岸区域を航行区域とし、かつ、一定の諸条件(「※2」参照下さい)に適する小型船舶(旅客船を除く)及び水上オートバイ等に法定備品として搭載することができるタイプで、次のような特徴があります。

- 黄色やオレンジ色に限らず**自由な色**です。
- 浮力が**7.5kg以上**あります。(小児用は**5kg以上**)

※2「一定の諸条件」とは、次の条件のことです。

- 不沈性能(船内に十分な浮力体があり沈まない構造)があること。
- キルスイッチ機能(操船者が落水時にエンジンが自動停止するもの)があること。
- 音響信号器具(笛、ホーン等)を装備していること。